

れいわ ねんど なつやす せいかつ 令和5年度 夏休みの生活のきまり

よっかいちしりつちゅうおうしょうがっこう
四日市市立中央小学校

1 生活について

○遊び

- ・危険な遊びはしない。危険なおもちゃ（エアガンなど）で遊ばない。
- ・危険なところへは行かない。（運河・三滝川・JRの線路など）
- ・子ども同士で、お金や物の貸し借り、交換をしない。



○外出

- ・出かける時は、「どこへ行くのか」「何時までに帰るか」「だれと行くのか」などを、家の人に伝えてから出かける。家で決められた時刻までには、かならず帰る。
- ・知らない人の誘いにはのらない。お金やお菓子をもらわない。絶対について行かない。
- ・人通りの少ない場所には、一人では行かないようにする。危険を感じたときは、近くの家などへ助けを求める。
- ・子どもだけで、校区外には行かない。

ただし、高学年（4・5・6年生）が用があつて校区外に出るときには、保護者の許可を得る。

（※用とは、習い事、通院など。市立図書館、子どもの家も保護者の許可があればよい。ただし、行き帰りに店などに立ち寄りしない。）

- ・海・川・池・プールに、子どもたちだけでは絶対に行かない。
責任の持てる大人といっしょに行く。

前日の天候などで、水のかさがふえて
いることもあります。遊びに行く前
に必ず保護者と確認をしましょう。

○映画

- ・必ず、責任の持てる大人といっしょに観に行く。

○花火

- ・学校ではしない。
- ・必ず、責任の持てる大人といっしょにする。
- ・花火をした後のゴミの始末をきちんとする。

ここで挙げられている「責任の持てる
大人」とは、20歳以上で保護者の認めた人
のことを言います。

○ローラースケート、ローラーブレード、キックボード、Jボードなど

- ・道路や駐車場ではしない。

○ボーリング・ゲームセンター（ゲームコーナー）

- ・必ず、責任の持てる大人といっしょに行く。

保護者のみなさんへ（次のことが県条例で決められています。）

- ・午後10時～午前5時の夜間外出はしない。
- ・ゲームセンターへは、午後10時以降は保護者同伴であっても立ち入らない。

2 交通安全について

- ・交通ルールを必ず守る。
- ・ヘルメットをかぶる。
- ・交通量の多いところや交差点では、十分に気をつける。
- ・自転車のブレーキ、ライトなどをよく調べておく。
- ・遠くへ行く場合は、責任の持てる大人といっしょに行く。

道路交通法改正により、全ての人が自転車に乗る場合、ヘルメット着用の努力義務が課せられています。
ぜひヘルメットを着用させてください。



3 保健について

- ・『早寝・早起・朝ごはん』を守る。
- ・外で遊ぶときには、帽子をかぶり、水分をこまめにとるなどして、熱中症に気をつける。
- ・外から帰ったら、手洗い、うがいをする。
- ・食べ過ぎたり、飲み過ぎたりしないように注意する。
- ・テレビの見過ぎや、ゲームのやり過ぎに気をつける。

スマートフォンや携帯電話、携帯ゲーム機、パソコン、SNSのマナーを守れるよう、家庭で使い方について話し合い、見守りをお願いします。
保護者は、児童の使用する端末にフィルタリング機能を設定するように義務付けられています。

安全で楽しい毎日にしましょう。

事故発生の際は、学校へ連絡して下さい

がっこうでんわばんごう

学校電話番号 353-9279